

（1）権利能力なき社団による 移転登記請求の訴えと原告適格 （最判平成26年2月27日民集68巻2号192頁）

1. 事案の概要
 2. 判旨（上告棄却）
 3. 先例・学説
 4. 評 釈
-
-

1. 事案の概要

Xは権利能力のない社団であり、長年にわたり、甲建物および乙土地（本件土地建物）を活動拠点として使用してきた。本件土地建物は、Bら11名の共有名義となっていた。Yは、Bの孫であり、B及びその子の死亡により、本件土地建物に関するBの権利義務を承継している。

Xは、本件土地建物の登記名義をX代表者であるAに集約するために、本件土地建物はXに帰属するものであると主張して、Yを被告として、Aに対する持分移転登記手続を求める訴えを提起した。これに対して、Yは、本件土地建物は、かつての登記名義人Cが個人的に取得したものであるから、Xに帰属するものではないなどと主張した。

第1審は、建物についてはXの請求を認容したが、土地についてはYの主張を容れてXの請求を棄却した。これに対して、Xのみが控訴した。したがって、控訴審では、土地についてのみ審理対象となっている。原審は、土地について、Xの持分移転登記手続を認容し、「Yは、X代表者Aに対し、本件土地について、委任の終了を原因とする持分移転登記手続をせよ。」と命じた。

原判決に対して、Yは上告受理申立をし、権利能力のない社団であるXは、登記手続請求訴訟における原告適格はないと主張したところ、最高裁は本件を受理した。

2. 判旨（上告棄却）

「訴訟における当事者適格は、特定の訴訟物について、誰が当事者として訴訟を進行し、また、誰に対して本案判決をするのが紛争の解決のために必要で有意義であるかという観点から決せられるべき事柄である。そして、実体的には権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、実質的には当該社団が有しているとみるのが事の実態に即していることに鑑みると、当該社団が当事者として当該不動産の登記に関する訴訟を進行し、本案判決を受けることを認めるのが、簡明であり、かつ、関係者の意識にも合致していると考えられる。また、権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する不動産については、当該社団の代表者が自己の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟を提起することが認められているが（最高裁昭和45年（オ）第232号同47年6月2日第二小法廷判決・民集26巻5号957頁参照）、このような訴訟が許容されるからといって、当該社団自身が原告となって訴訟を進行することを認める実益がないとはいえない。

そうすると、権利能力のない社団は、構成員全員に総有的に帰属する不動産について、その所有権の登記名義人に対し、当該社団の代表者の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求める訴訟の原告適格を有すると解するのが相当である。そして、その訴訟の判決の効力は、構成員全員に及ぶものと解されるから、当該判決の確定後、上記代表者が、当該判決により自己の個人名義への所有権移転登記の申請をすることができることは明らかである。なお、この申請に当たって上記代表者が執行文の付与を受ける必要はないというべきである。

（2） また、原判決の主文においては、「被上告人代表者 A」への持分移転登記手続が命じられているが、権利能力のない社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることは許されないから（前掲最高裁昭和47年6月2日第二小法廷判決参照）、上記の主文は、Aの個人名義に持分移転登記手続をすることを命ずる趣旨のものと解すべきであって、「被上告人代表者」という記載をもって原判決に違法があるということはできない。」

3. 先例・学説

(1) 問題の所在

本件は、権利能力なき社団が、社団が有すると主張する不動産について現に登記を有する者に対して所有権移転登記請求をした事案である。ここでは、以下のことを前提としている。すなわち、①権利能力なき社団が有する財産は、構成員全員に総有的に帰属している(総有説⁽¹⁾・最判昭和32年11月14日民集11卷12号1934頁)。そして、②権利能力なき社団が有する不動産についての登記については、法人格なき社団の名義による登記は認められず、社団の代表者の個人名義で登記するか(最判昭和39年10月15日民集18卷8号1671頁(傍論として)、最判昭和47年6月2日民集26卷5号957頁)、規約等に定められた手続により登記名義人とされた構成員の個人名義で登記するか(最判平成6年5月31日民集48卷4号1065頁)、または社団の構成員全員の共有名義で登記するほかない。なお、社団代表者である旨の肩書を付した登記も、実質的に社団を権利者とする登記を認めることになるとして、判例により認められていない(前掲昭和47年判決)。これらについては、本判決においても踏襲されている。原判決が、「X代表者A」への移転登記手続を命じた点については、違法と評価していないが、A個人への移転登記手続を命じたものと解している。

これらを前提とすると、権利能力なき社団が有する不動産について、ある第三者が登記を有する場合に、当該第三者に移転登記を請求する訴訟においては、だれが当事者適格(原告適格)を有するかが問題となる。

かりに権利能力なき社団に原告適格が認められる場合には、その請求認容判決の主文は、「Yは、Aに対して、本件土地について、持分移転登記手続をせよ」となる。そして、代表者Aが登記申請することになるが、登記申請にあ

(1) 我妻栄『新訂民法総則』(岩波書店、1965年)133頁、於保不二雄「権利能力なき社団」法教1卷25頁など。その他に、共有説(菅原春二「権利能力なき社団(1)(2)」論叢9卷6号53頁、合有説(川島武宜『民法総則(法律学全集17)』(有斐閣、1965年)139頁など)、信託説(末弘厳太郎『末弘著作集Ⅲ民法雑記帳下巻〔第2版〕』(日本評論社、1980年)73頁など)、単独所有説(森泉章『権利能力なき社団に関する研究』商学論集団体法諸問題(福島大学経済学会、1966年)70頁、効果論(星野英一「いわゆる「権利能力なき社団」について」『民法論集第1巻』(有斐閣、1970年)312頁)などがある。

たって執行文の付与を受ける必要があるかが問題となる⁽²⁾。

(2) 先例

まず、本判決でも引用されている最判昭和47年6月2日民集26巻5号957頁(以下、「昭和47年判決」という。)は、代表者に原告適格を認めたものである。他方、社団が原告となった事案ではないので、社団の原告適格の有無を直接には判断したものではなかった。ただ、「社団自身が私法上の権利義務の帰属主体となることはないから、社団の資産たる不動産についても、社団はその権利主体となり得るものではなく、したがって、登記請求権を有するものではないと解すべきである」として社団の登記請求権を否定したことをもって、社団の当事者適格を否定した判例であると評価されていた⁽³⁾。しかし、昭和47年判決後、下級審裁判例においては、社団の原告適格を肯定するものが現れていた⁽⁴⁾。

なお、昭和47年判決では、権利能力なき社団の代表者の法的地位について、「本来、社団構成員の総有に属する不動産は、右構成員全員のために信託的に社団代表者個人の所有とされるものであるから、代表者は、右の趣旨における受託者たる地位」を有するとされている。いわゆる信託の構成である。

権利能力なき社団の有する不動産の総有権確認訴訟における社団の原告適格を認めた判例として、最判平成6年5月31日民集48巻4号1065頁(以下、「平成6年判決」という。)がある。平成6年判決は、入会権の管理を目的に入会権者が設立した団体が入会地の共有持分を主張する者に対して、入会地が社団構成員全員の総有に属することの確認を求めた訴えについて、権利能力なき社団の原告適格を認めたものである。社団に原告適格を認める根拠としては、「紛争の解決のために必要で有意義であるかどうか」という一般的な基準を示しながら、「このような紛争を複雑化、長期化させることなく解決するために適切である」ことが示されている。社団の法的地位については、構成員全員の

(2) 権利能力なき社団による登記申請の可能性について論じたものとして、名津井吉裕「本件判批」法教409号65頁。

(3) 田邊誠「昭和47年判批」『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』(有斐閣, 2010年) 23頁。

(4) 肯定するものとして、大阪高判昭和48年11月16日高民26巻5号457頁、東京地判平成元年6月28日判時1343号68頁など。昭和47年判決前であるが、否定するものとして、東京地判昭和41年3月30日判時459号56頁などがある。

ための訴訟担当であるとする見解⁽⁵⁾と社団の固有の適格に基づくものであるとする見解に分かれる⁽⁶⁾。いずれにせよ、訴訟政策的な合目的性に応じた当事者適格の判断基準を示したものである⁽⁷⁾。また、この判決では、社団の代表者が社団の総有不動産について総有権確認訴訟を原告の代表者として追行するためには、当該入会団体の規約等において当該不動産を処分するのに必要とされる総会の議決等の手続による授権が必要であるとし、その理由として、総有権確認請求訴訟の判決の効力が構成員全員に及ぶことを挙げている。そして、平成6年判決においては、登記名義人とされた構成員個人の原告適格を肯定するに際して権利能力なき社団が有する不動産の所有権または登記請求権は構成員全員に総有的に帰属することを前提として、いわゆる訴訟担当構成を採っている。

(3) 学説

① 一般的な当事者適格の判断基準

当事者適格の判断についての一般的な基準については、簡潔に理解することは困難であろうが、有力説によれば、当事者適格は、「請求の当否即ち訴訟物である権利関係の存否について、何人が当事者となった場合に、本案判決で確定するのが必要且つ有意義であるか」によって判断される⁽⁸⁾。第三者の訴訟担当や固有必要的共同訴訟については、訴訟物たる権利または法律関係についての管理処分権が問題となる⁽⁹⁾。

② 登記請求訴訟における権利能力なき社団の原告適格について

本判決の事案で問題となる権利能力なき社団の原告適格については、肯定説

(5) 山本克己「平成6年判批」『平成6年度重要判例解説(ジュリスト1068号)』118頁、山本和彦「平成6年判批」『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』27頁。解釈による法定訴訟担当を認めたとするものとして、高橋宏志「平成6年判批」法教174号75頁。

(6) 福永有利「平成6年判批」民商113巻6号917頁、田中豊「平成6年判批」曹時48巻4号117頁。

(7) 上原敏夫「平成6年判批」NBL575号61頁。

(8) 兼子一『民事訴訟法体系』(酒井書店、1954年)158頁。

(9) 管理処分権の概念の不明確性に対する批判から、当該請求についての判決の結果に重大な利益で、独立の訴訟を許容してでも保護すべき程度に重大な利益を有する者が当事者適格を有するとする見解などがある。福永有利『民事訴訟当事者論』(有斐閣、2004年)126頁以下。

と否定説に分かれるが、肯定説が多数であった。肯定説は、民事訴訟法29条によって権利能力なき社団に当事者能力が認められる訴訟においては、社団が判決の名宛人となり、その限りで権利能力が認められ、そのことは登記請求の場合にも妥当することから、社団の原告適格を認める⁽¹⁰⁾。否定説は、昭和47年判決を受けて、権利能力なき社団には登記請求権がないこと、代表者の原告適格が認められる以上社団に原告適格を認める必要はないことを根拠とする⁽¹¹⁾。

肯定説の多くは、原告適格を有する場合の法的構成として、権利能力なき社団を構成員全員に帰属する登記請求権を訴訟担当者として行使するものとする、いわゆる訴訟担当構成を採る。他方で、権利能力なき社団が事件についての固有の適格を有するとの見解もある。いわゆる固有適格構成である⁽¹²⁾。

③ 執行文付与の必要性について

かりに権利能力なき社団に原告適格が認められ、請求認容判決がなされた場合、代表者が登記申請する際に執行文の付与を受ける必要があるかについても、必要説と不要説が対立する。肯定説の根拠は必ずしも明らかでないが、判決における原告欄と登記申請者が異なることから、承継人に準じて承継執行文(または交替執行文)を必要とする趣旨であろう⁽¹³⁾。他方、否定説は、判決確定によって既に執行は終了していることを根拠として(民執174条)、承継執行文は不要とする⁽¹⁴⁾。

4. 評 釈

(1) 本件の訴訟物たる登記請求権の主体と当事者適格の判断基準

当事者適格は、訴訟物たる実体上の権利または法律関係に関して決定されるべきものであり、まずは訴訟物たる権利関係の主体が問われる。本判決は、権利能力なき社団の有する不動産の登記請求権は構成員全員に総有的に帰属する

(10) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』(弘文堂, 2011年)150頁, 高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)〔第2版補訂版〕』(有斐閣, 2013年)182頁。

(11) 吉井直昭「昭和47年判批」最判解民事〔昭和47年度〕614頁。

(12) 多数説のように、事件限りの権利能力を認める場合には、固有適格構成に向かい易いところ、多数説は訴訟担当構成を採っている。川嶋四郎「本件判批」リマークス2015(上)111頁。

(13) 田邊・前掲注3, 23頁, 新堂=小島編『注釈民事訴訟法(1)』(有斐閣, 1991年)438頁〔高見進〕。

(14) 長井秀典「総有的所有権に基づく登記請求権」判タ650号28頁。

とする⁽¹⁵⁾。これに対して学説は、前述のように、民訴法29条により権利能力なき社団に当事者能力が認められる場合には、権利能力が個別の訴訟で認められることになると主張する⁽¹⁶⁾。なお、昭和47年判決では、権利能力なき社団が有する登記請求権が代表者を登記名義人にするによって構成員全員から代表者に信託的に移転していると説明している⁽¹⁷⁾。いずれの見解によるにせよ、問題は本判決において、訴訟物たる権利関係の主体と原告適格の判断の関係が明らかでない点である。本判決は、当事者適格の一般的判断基準として、特定の訴訟物について、誰が当事者として訴訟を進行し、また、誰に対して本案判決をするのが紛争の解決のために必要で有意義であるかという観点から決せられるべき事柄である、とする。これは過去の判例を踏襲するものであるが⁽¹⁸⁾、このことのみでは具体的な判断基準とはなりえない点で不明確さは否めない。給付訴訟における当事者適格は、訴訟物たる権利義務の主体とされる者を原則として、その例外の場合には、その者が当事者適格を有する根拠を明確することが、当事者適格を訴訟要件とする趣旨に合致するのではないか。

本判決では、権利主体と当事者適格の乖離の説明として、「事の実態」と「実益」という要素を挙げている。それぞれ何を意味するか。「事の実態」とは、実質的な不動産の所有者は権利能力なき社団であることを意味していると思われる。そして、このことから、社団自身が原告となることが手続が簡明で、かつ当事者の意識に合致すると述べる。形式論として権利能力なき社団に権利主体性を認めることを拒否しながら、実質的な所有者として当事者適格を認めるのは、迂遠なやり方であり、直接に社団に事件限りの権利主体性を認めるのがより簡明であろう。実質的な不動産の所有者または登記請求権者が権利能力なき社団であることが社団の原告適格を肯定する根拠ならば、訴訟物たる権利関係の主体が原告適格を有することは当然であり、社団は固有の適格を有するといえる。さらに、このような社団の原告適格を認める際に、その実益を論じる必要は乏しい。本判決は、この実益の具体的内容を述べていないことから、権利能力なき社団の原告適格を認めるための重要な要素とはいえないよ

(15) 判例の立場は、一貫して、権利能力なき社団の権利主体性を否定する。最判昭和55年2月8日判時961号69頁等。

(16) 前掲注10。

(17) 平成6年判決によって、この昭和47年判決の立場は実質的に変更されたと評価できる。川嶋隆憲「本件判批」慶應大学法学研究88巻3号62頁。

(18) 最判昭和45年11月11日民集24巻12号1854頁、前掲平成6年判決。

うに思われる⁽¹⁹⁾。

(2) 判決効と執行文付与の必要性

本判決は、権利能力なき社団の代表者が本判決に基づいて代表個人名義への所有権移転登記を申請することができると判断し、その理由として、本判決の効力は構成員全員に及ぶことを挙げている。これは、平成6年判決が、権利能力なき社団が原告となった総有権確認訴訟の判決が社団の構成員全員に及ぶとするのと同様である。しかし、この判決効拡張の根拠は明らかでないし、代表者個人の登記申請に執行文不要を必要としない根拠として判決効拡張が意味を持つかどうかについても疑問が残る。

まず確認すべき点として、平成6年判決の事案で問題となるのは既判力の拡張であり、本判決の事案では執行力の拡張である。両者の主観的範囲は、必ずしも重なるとは限らない。既判力は、前訴・後訴の関係であり、すでに確定判決をもって公権的判断が示された事項につき後訴において再び裁判所の判断がされる場合に、同一の判断枠組と結論の維持を要求することによって法的安定性を確保しようとするものであるのに対し、執行力は、判決の命じた給付の内容を強制的に実現する作用であり、合目的性の理念に指導されるという基本的な差異があり、両者の主観的範囲が異なることがありうる⁽²⁰⁾。既判力の拡張を受ける者は、後訴で前訴の訴訟物に関する判断を争えなくなるにすぎないが、執行力の拡張を受ける者は、自ら直接執行をし、もしくは受けることになる点で重大な差異があるから、執行力の主観的範囲は既判力とは別の限界づけが必要となる⁽²¹⁾。

そうすると、本判決の執行力が構成員全員に及ぶが問題となるが、それは兎も角、本件において代表者Aが本判決に基づく執行適格を有していると思われる。というのも、ある強制執行手続の債権者に誰がなるべきかは、債務名義

(19) なお、本判決の諸評釈において、実益の内容が挙げられている。まず、平成6年判決が代表者が当事者となるために構成員の授権が必要であるとされるところ、この授権が問題とならない意味で訴えの提起が容易になる点である。(なお、授権の意味については、谷口哲也「本件判批」中央大学法学新報122巻3=4号228頁。)また、代表者が原告となる場合と比較して、代表者の交替があった場合にでも訴訟手続の中断が起こらない便宜が挙げられる。大江毅「本件判批」新・判例解説 Watch Vol. 15, 151頁。

(20) 中野貞一郎・下村正明『民事執行法』(青林書院, 2016年) 158頁。

(21) 中野, 前掲注20, 158頁。

の執行力によって定まるところ⁽²²⁾、本判決の正文はAへの移転登記を命ずるものであり、判決効が社団構成員全員に及ぶかに関わらず、その執行力は民事執行法23条1項1号の解釈として代表者Aに及ぶとするのが妥当である。そして、登記請求権に係る強制執行の特質上(民執174条)、本件では執行文付与は不要である⁽²³⁾。

また、登記請求事件ではない給付訴訟において、社団が当事者となった場合には、執行力が構成員全員に及ばないとするのが妥当である。たとえば金銭の支払いを命じる判決に基づいて、構成員が個人によって強制執行をすることには根拠もないし、必要性もない。また、構成員個人が強制執行を受ける場合にも同様である⁽²⁴⁾。登記請求権についてこれと別に考える必要はないと思われる。したがって、登記請求権に関しても、本判決が、判決効は構成員に及ぼすとした点については必要性もなく、根拠も乏しいため問題であったと考える。

(本判決の評釈として、脚注にあるものの他に、宗宮英俊・NBL1029号135頁、我妻学・法の支配176号113頁、松原弘信・判時2244号157頁、堀野出・ジュリ臨増1479号129頁、西内康人・ジュリ臨増1479号67頁、七戸克彦・法教別冊付録413号15頁がある)

(新潟大学・吉田純平)

(22) 中野、前掲注20、121頁。

(23) 狭義の執行と広義の執行の区別について、ここでは問題としなくても、さしあたり代表者Aによる登記申請を認めることに変わりはなく、執行文付与の必要性についても同様である。

(24) 個人名義であるが、権利能力なき社団が有する財産への強制執行は当然認められる。執行方法について、最判平成22年6月29日64巻4号1235頁。